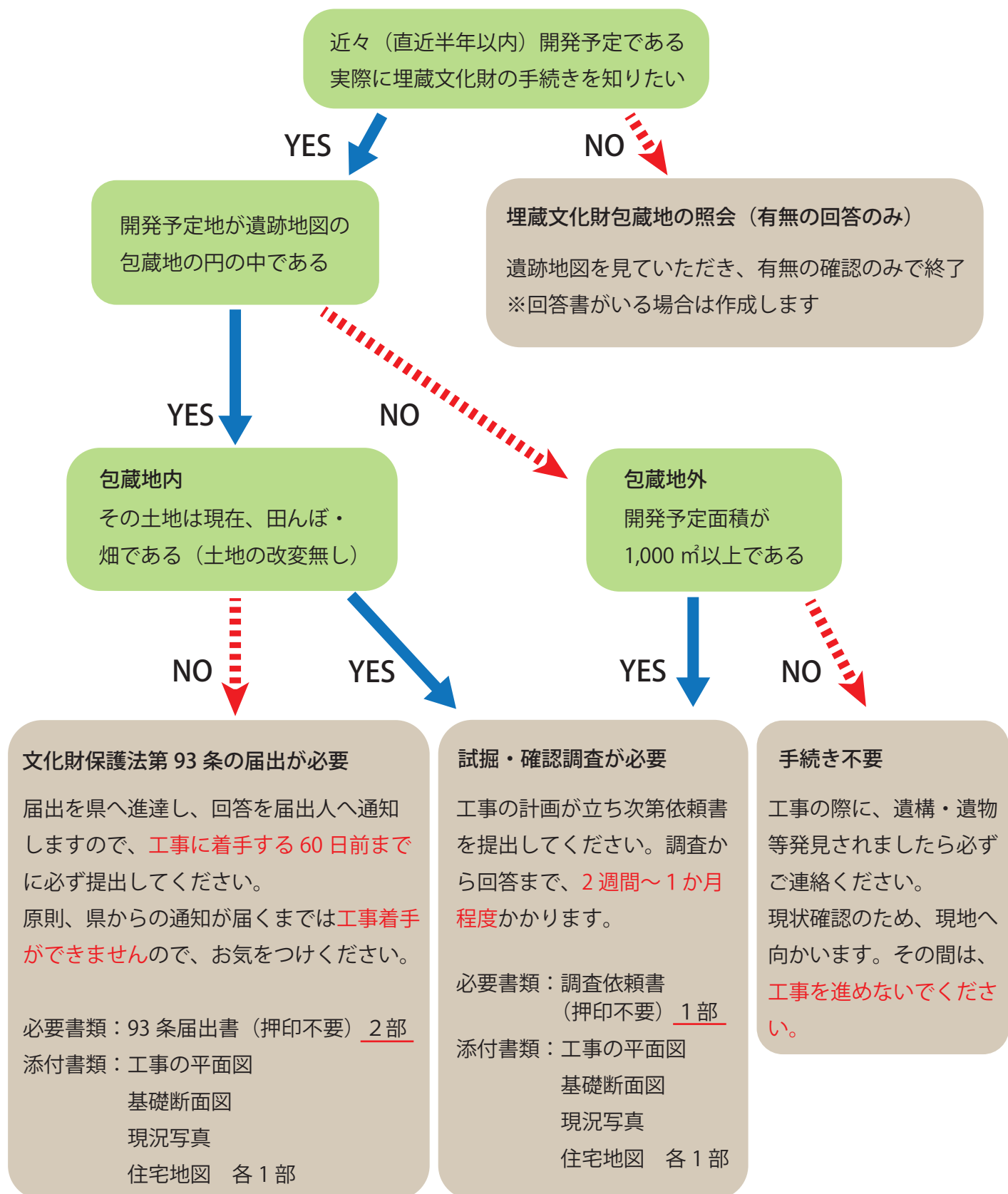


兵庫県太子町埋蔵文化財関係事務（民間開発等）フローチャート



※届出・調査依頼書に記載した土地については、包蔵地内外を問わず、通知があるまでは、工事の着手ができません。余裕を持って提出するよう、お願いします。

※遺跡の有無、届出や提出する必要がある工事であるのか等、判断が困難な場合は、迷わず社会教育課文化財係（079-277-5100）までお問合せください。